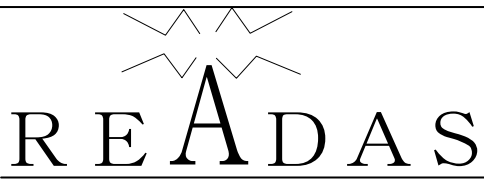


第 4927 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 2月21日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 相続税の申告書の見直しについて

Q：相続税の申告をした人に簡単な間違いがある場合に、「相続税の申告書の見直しについて」という文書が送られているとか。どんなものなのですか？

A：行政指導の一環で行っているものです。

【解説】

国税庁では、自発的な適正申告を確保する手法の一つとして文書による自主的な見直しを促す施策を初めています。

「相続税の申告書の見直しについて」という文書は、その一環として行政指導として行われているものです。

お尋ねの形式になっており、「提出された相続税の申告書の内容について確認を行ったところ、次の項目において誤りがあるのではないかと考えられますので、申告書の見直しをお願いします。見直しを行った結果、間違いがあれば修正申告等の手続きをし、内容に変更がない場合は、その旨の連絡をお願いします」という内容のもので、具体的に見直しをして欲しい項目が記載されています。

なお、注書きには相続税の申告書の見直し及び必要な手続のお願いは、行政指導で行っているものなので、提出された修正申告書については過少申告加算税がかからない（期限後申告に係る修正申告については、無申告加算税が課される場合がある）旨、及び見直しをしなかった場合で必要があると認められたときは、調査を実施することがあり、この場合には過少（無）申告加算税が課されることがある旨が記されています。

